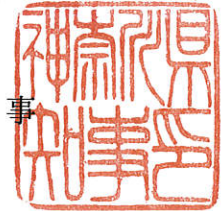


おださが小児アレルギー科
院長 富川 盛光 殿

神奈川県知事



発熱診療等医療機関指定書

令和2年10月13日付けで申請のありました標記の指定については、発熱診療等医療機関の指定に関する要綱（以下「指定要綱」という。）第3条第2項に基づき、指定します。

1 医療機関名

相模原市南区南台5-11-19 ペアナードオダサガ 3階
おださが小児アレルギー科

2 1週間単位の診療・検査対応時間

22.5時間

3 指定に当たっての留意点

- (1) 指定医療機関の解除時まで発熱診療等医療機関の要件を満たすとともに、可能な限りG-MIS及びHER-SYSにより受診者数等の報告事項について入力を行ってください。
- (2) 申請事項に変更が生じた場合は、県への届出が必要です。
- (3) 発熱患者等への診療を行うに当たって、駐車場等にテントを設置する場合など、医療法上の許認可手続が必要になる場合は、所管の保健所に連絡の上、必要な手続を行ってください。
- (4) 県は、指定を受けた発熱診療等医療機関の名称、所在地、連絡先、診療検査対応時間その他患者が診療又は検査を受けるに当たって必要な情報を、受診・相談センター（仮称）、県内医療関係団体及び県内各保健所と共有します。
- (5) インフルエンザ流行期を過ぎたとき、指定医療機関が指定の要件を満たさなくなったとき、指定医療機関が指定の取下げの意思表示をしたときには、指定を解除します。
- (6) その他要綱の規定に従ってください。

問合せ先
健康医療局医療危機対策本部室
045-210-4615（直通）